

電子納品運用に関するガイドライン 工事編 新旧対照表(主要箇所のみ)

項	旧(第5.0版)		新(第5.1版)		備考
	頁		頁		
2-3.適用する要領・基準	3	電子納品運用に関するガイドライン 工事編 平成30年11月 高知県	3	電子納品運用に関するガイドライン 工事編 令和2年3月 高知県	最新の年版に更新
2-5.提出書類	5	1)電子媒体(CD-R等):正副各1部	5	1)電子媒体(CD-R等):1部	変更
3-5-1.電子媒体	16	5)納品部数は、正副1部ずつを納品する。	16	5)納品部数は、1部とする。	変更
3-5-3.電子媒体の表記規則	18	平成	18	令和	元号の更新
		正副区分		—	項目削除
3-9.電子「納品物」チェック	26	正は、電子納品物は各発注機関にて保管 副は、各発注機関関係課(技術管理課・農業基盤課・治山林道課のいずれか)に送付	26	納品物は各発注機関にて保管	変更